

補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について

令和 5 年 12 月 1 日
難民対策連絡調整会議決定

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 61 条の 2 第 2 項又は第 3 項の補完的保護対象者の認定を受けている者（以下「補完的保護対象者」という。）への対策については、本日、一部改正された平成 14 年 8 月 7 日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、補完的保護対象者及び法第 61 条の 2 第 2 項の補完的保護対象者の認定を申請している者（以下「補完的保護対象者認定申請者」という。）に対する支援に関する当面の具体的措置等について、次のとおり定める。

第 1 補完的保護対象者への定住支援事業等

1 定住支援のための施設の開所

補完的保護対象者への定住支援事業については、通所式による定住支援施設（以下「定住支援センター」という。）及び定住支援センターへの通所圏内に居住専用の宿泊施設（以下「補完的保護対象者宿泊施設」という。）を開所し、令和 6 年度から開始することとする。

2 定住支援センターにおける総合的な定住支援

(1) 定住支援センターにおける総合的な定住支援の内容

定住支援を受けることを希望する補完的保護対象者に対しては、必要に応じ、以下の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

ア 定住支援センターに通所する補完的保護対象者に対する補完的保護対象者宿泊施設の提供。ただし、定住支援センターへの通所圏内に居所を有しているなど補完的保護対象者宿泊施設への入所を必要としない者については、この限りでない。

イ 日本語教育

ウ 社会生活適応指導

エ 定住支援センター等への看護師等の配置及び補完的保護対象者への保健指導のために必要な支援

オ 定住支援プログラム受講期間中の生活援助費、医療費等の支給及び定住支援プログラム修了時の定住手当の支給

カ 補完的保護対象者宿泊施設から定住支援センターに通所するための交通費の支給又は手段の提供

キ 定住支援プログラムを受講するための手続及び補完的保護対象者宿泊施設への入所のための国内移動の支援

ク 補完的保護対象者宿泊施設退所直後の住居を探すための支援

(2) 定住支援プログラムの実施期間等

ア 定住支援プログラムは昼間コースと夜間コースに分けて実施することとし、実施期間は、昼間コースは6月間、夜間コースは12月間とする。

イ 定住支援プログラムの実施回数（開講時期）は、昼間コースは毎年2回（4月、10月）、夜間コースは毎年1回（4月）とする。ただし、今後、補完的保護対象者の認定者数が大きく変動した場合などは、定住支援プログラムの実施回数等について、難民対策連絡調整会議において検討するものとする。

ウ 補完的保護対象者宿泊施設に入所しない者は、定住支援プログラムをオンラインで受講することができる。

3 自立して生活する補完的保護対象者に対する定住支援及び関連するその他の措置

上記2の定住支援プログラムを受けたことがあるか否かを問わず、地域社会で自立して生活しながら、個々の定住支援策を利用することを希望する補完的保護対象者に対しては、必要に応じ、次の措置を講ずることとする。

(1) 教育訓練援助金の支給

補完的保護対象者の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

(2) 職業相談・職業紹介

関係団体と連携し、職業相談・職業紹介の充実、その際の通訳の確保に努める。

(3) 自主的な日本語学習に対する支援

定住支援センター外での補完的保護対象者の自主的な日本語学習を支援するため、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語教育機関等に関する情報、日本語学習教材に関する情報等、補完的保護対象者の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。

また、補完的保護対象者の日本語学習を支援している日本語教育機関等に対して、日本語教材の配布や研修等の援助に努める。

(4) 各種相談対応

補完的保護対象者からの生活、職業、日本語教育等に関する各種相談に対応するため、定住支援センター等に相談員を配置する。

(5) 地方公共団体への協力の要請

ア 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体が外国人住民一般に対して行う住民相談業務等

の行政サービスについては、補完的保護対象者に対しても同様に行うとともに、引き続き、関係団体等との連携により通訳の確保など対応の充実に努めるよう求める。

イ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

補完的保護対象者に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間在住していることを公営住宅の入居要件の一つとしている地方公共団体に対し、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

第2 補完的保護対象者認定申請者に対する支援

補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮するなど保護が必要と認められる者に対する生活費（一定額）、住居費（一定限度での家賃扶助等）その他の保護費の支給、当面の居所を自力で確保できない補完的保護対象者認定申請者に対する「補完的保護対象者認定申請者緊急宿泊施設」の提供に努めるものとする。

第3 その他

今後の補完的保護対象者及び補完的保護対象者認定申請者に対する支援については、補完的保護対象者の認定者数の推移、定住状況、ニーズ（要求、需要）等を踏まえ、難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものとする。